

笠間市議会議員
様



陳情第5-5号

令和5年8月21日

—紹介議員—

—笠間市議会議員—

陳情

—請願者 代表

住所 笠間市笠間 1821-7

サンハイツ遠の森 601号

氏名 井上 一

電話番号

陳情

新型コロナワクチン（mRNAワクチン）接種履歴の保存期間延長を求める請願

新型コロナワクチン（mRNAワクチン）は、従来のワクチンとは全く違う新しいタイプの薬剤である。本来、ワクチンというのは健康な人体に対し、特定の疾病発症の予防効果を期待して接種するもので、その臨床試験は長い期間を掛け慎重に行われてきた。ところが新型コロナワクチンは国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐため、特例承認という扱いで、当初から接種が奨励されてきた。新型コロナワクチンの接種に当たっては、予防接種を受けた者の住所、氏名、生年月日、性別、実施の年月日、予防接種の種類、予診票などの様々な情報が記録され、接種を実施する市町村において、保存が義務付けられており、接種履歴についても、これらの記録に含まれるものと類推される。

当該記録に係る保存期間については、厚生労働省が国、都道府県、市町村向けに作成した「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（17版）」の第4章8(2)の「保存年限等」において、「少なくとも5年間」と定められている。また、医療機関が保有している予診票の控えについても厚生労働省が作成した「新型コロナワクチンに係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き（13版）」の第5章3(5)「接種に当たっての事務」において「原則として5年間保存すること」と定められている。しかしながら、新型コロナワクチンは緊急時における特例承認であり、その治験期間も通常の予防接種に使用されるワクチンと比較して極端に短く、長期的な副反応の臨床データはまだ存在しておらず、将来何が起こるかは専門家も含め、誰にも分からない。

仮に数年後、十数年後に市民に重篤な副反応が生じたときに接種履歴が廃棄されていた場合、統計調査による原因の究明、検証が困難になるのはもちろんのこと、健康被害が発生した場合、患者の治療及び救済に支障を来し被害の拡大にも繋がりがねない。

また、既に年齢18歳未満の者（以下「未成年者」という）接種も進んでいるが、未成年者は成人と比較して体格は勿論のこと、臓器、および身体機能は発育の途上にあり未成熟である。ワクチン接種時における未成年者は、成年者と比較して更に慎重に備えるべきである事は容易に想像ができる。数年後、十数年後に発現する健康被害の可能性を鑑みて、若年層はもとより接種者全員の接種履歴は特別に長期にわたり保存することが必須である。

よって、下記事項を請願する。

陳情

請願 事項

- 1 国に対し、新型コロナワクチン接種者全員の接種履歴の保存期間の延長（初回接種日時点から20年以上）を義務付ける処置を行うよう、要望等を提出すること。
- 2 国に対し、接種時における未成年者年である接種者については、上記1に加え、更なる保存期間の延長を義務付けること処置を行うよう要望等を提出すること。
- 3 市及び市立の医療機関は、接種者の接種履歴の保存期間を延長すること。
- 4 市内の医療機関に対し、接種者の接種履歴の保存期間を延長するよう要望を行うこと。

以上